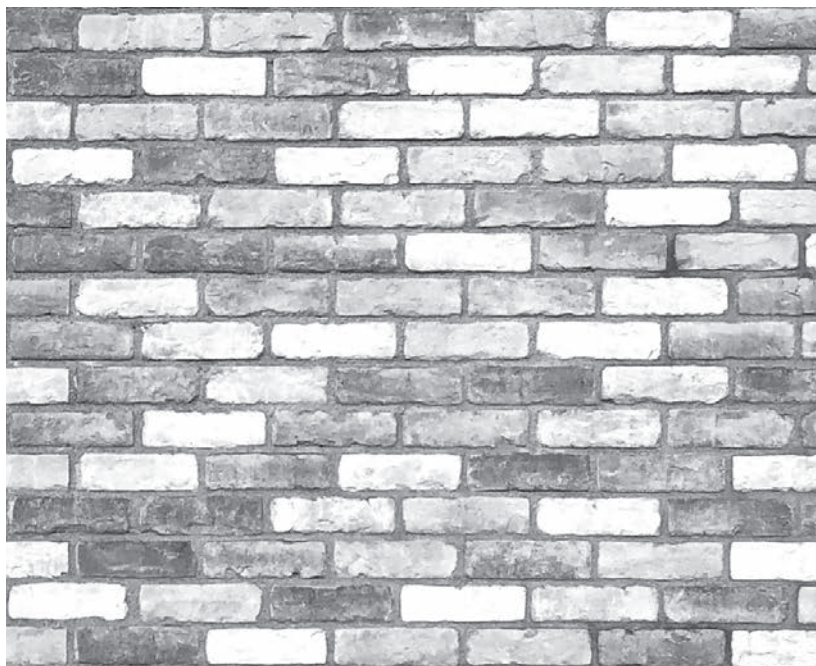


源泉徴収のしかた

令和5年版



源泉所得税の納付はキャッシュレス納付が便利です！

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に赴く必要がなく、②自宅や事務所などから納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。



年末調整手続は電子化で効率化！

年末調整手続を電子化することにより、保険料控除等の控除額の検算や控除証明書等のチェックが不要となるなど、年末調整手続が効率化されます。



「源泉徴収義務者の方」のページをご覧ください

源泉徴収義務者の方向けに、源泉徴収に関する各種手引・パンフレットや質疑応答事例などの情報を国税庁ホームページ「源泉徴収義務者の方」のページに掲載しています。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、国税庁ホームページ「源泉徴収義務者の方」のページをご覧ください。



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

法人番号 7000012050002

この「源泉徴収のしかた」は、給与の源泉徴収事務を中心にその概要を説明したものです。正しく源泉徴収をするため、この説明書を十分活用していただきたいと思います。

凡 例

1 この「源泉徴収のしかた」は、令和4年9月1日現在の所得税関係法令の規定に基づいて作成してあります。

2 文中で用いている略語は、次のとおりです。

所 法	所得税法（昭40法律第33号）
所 令	所得税法施行令（昭40政令第96号）
所 規	所得税法施行規則（昭40大蔵省令第11号）
措 法	租税特別措置法（昭32法律第26号）
措 令	租税特別措置法施行令（昭32政令第43号）
措 規	租税特別措置法施行規則（昭32大蔵省令第15号）
平○改正 法 附 則	所得税法等の一部を改正する法律（平○法律第△号）附則
復興財確法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平23法律第117号）
復興特別 所得税省令	復興特別所得税に関する省令（平24財務省令第6号）
実施特例省令	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭44大蔵・自治省令第1号）
外国居住者等 所得相互免除法	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭37法律第144号）
外国居住者等 所得相互免除規	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平28総務・財務省令第5号）
所 基 通	所得税基本通達（昭45直審（所）30（最終改正令4課個2-13））
措 通	昭55.12.26付直所3-20「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」通達（最終改正令4課個2-15）
措 通（源）	昭63.3.31付直法6-8ほか1課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱い《源泉所得税関係》について」通達（最終改正令3課法11-23）
措 通（譲）	平14.6.24付課資3-1ほか3課共同「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」通達（最終改正令4課資3-7）
新型コロナ 税 特 法	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令2法律第25号）

3 文中、例えば「所法9①三イ」とあるのは、所得税法第9条第1項第3号イの条項を示します。



目 次

第1 源泉徴収制度の概要	1	Ⅱ 内国法人に対して支払う報酬・料金等	24
第2 給与所得の源泉徴収事務	4	第5 配当所得の源泉徴収事務	24
Ⅰ 源泉徴収事務のあらまし	4	第6 非居住者又は外国法人に支払う所得の 源泉徴収事務	24
Ⅱ 給与所得の範囲	5	第7 その他の所得に対する源泉徴収	27
Ⅲ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	7	第8 その他	27
Ⅳ 源泉徴収に際して控除される各種控除	8	Ⅰ 源泉徴収税額の過誤納額の還付	27
Ⅴ 税額表の適用方法	14	Ⅱ 源泉徴収票及び支払調書の提出	27
Ⅵ 税額の求め方（令和5年分）	17	Ⅲ 災害被害者に対する救済	29
Ⅶ 年末調整	19	Ⅳ 給与所得者で確定申告をすれば源泉徴収 税額が還付される場合	29
Ⅷ 源泉徴収をした所得税及び復興特別 所得税の納付	19	〈参考〉各種届出書等の記載例	
Ⅸ 給与等の支払明細書の交付	20	○ 給与支払事務所等の開設届出書	30
第3 退職所得の源泉徴収事務	21	○ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する 申請書	30
Ⅰ 退職所得の範囲	21	○ 退職所得の受給に関する申告書	31
Ⅱ 退職手当等の区分	21	○ 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書	31
Ⅲ 退職所得控除額	21	○ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高 計算書（納付書）の記載例	34
Ⅳ 税額の求め方（令和5年分）	22		
第4 報酬・料金等の源泉徴収事務	22		
Ⅰ 居住者に対して支払う報酬・料金等	23		

銀行、証券会社、保険会社など金融機関等が行う源泉徴収事務や公的年金等の源泉徴収事務については、「源泉徴収のあらまし」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。）をご覧ください。